

# 入札説明書

高鍋警察署が行う高鍋警察署外空調機保守点検業務委託に係る条件付一般競争入札については、関係法令の定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上入札しなければならない。この場合において、当該説明書について疑義があるときは、下記4に記載された者に説明を求めることができる。ただし、入札後に仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和8年5月11日

## 2 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務件名  
高鍋警察署外空調機保守点検業務委託（以下「委託業務」という。）
- (2) 業務の内容等  
別添仕様書のとおり
- (3) 委託場所  
高鍋警察署庁舎外 児湯郡高鍋町大字持田3382番地2外
- (4) 契約期間  
契約締結日から令和9年3月31日まで
- (5) 最低制限価格  
最低制限価格を宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）、第128条第1項に基づく範囲内の額を設けることとし、最低制限価格に満たない入札については、これを無効とする。

## 3 競争入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する資格を有する者は、入札公告の2に掲げる要件を全て満たす者とする。

## 4 担当部局

高鍋警察署会計課  
郵便番号884-0005 児湯郡高鍋町大字持田3382番地2  
電話番号0983-22-0110（内線230）

## 5 入札参加申請書の提出

入札に参加しようとする者は、入札参加申請書（別紙様式第1）を次のとおり担当部局に提出しなければならない。

また、入札参加申請書を提出後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記載した辞退届（任意様式）を書面で開札の前日までに提出すること。なお、提出された書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

- (1) 提出期間  
令和8年5月11日から令和8年5月20日まで  
（土曜日及び日曜日を除く。9時から17時まで）

- (2) 提出場所  
上記4に同じ
- (3) 提出方法  
郵送（書留郵便に限る。期間内必着）又は持参による。

## 6 入札

入札に参加する者は、入札書（別紙様式第2）を提出しなければならない。

- (1) 入札書の日付  
入札書の提出日を記入すること。日付に誤りがある場合は無効となるため、留意すること。
- (2) 提出方法  
持参による提出するものとする。
- (3) 入札方法  
入札金額は、業務に係る一切の経費を含めた金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
入札金額の頭には必ず「¥」マークを記載すること。
- (4) 代理人が入札を行う場合は、委任状（別紙様式第3）を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号（法人の場合は代表者の職氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印をしておかなければならない。
- (5) 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「5月21日開封《高鍋警察署外空調機保守点検業務委託》の入札書在中」と朱書きしなければならない。
- (6) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、入札書の表記金額は訂正できない。
- (7) 入札者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取り消すことができる。

## 7 入札書の提出、開札の場所及び日時

- (1) 提出場所 児湯郡高鍋町大字持田3382番地2 高鍋警察署1階会議室
- (2) 提出期限 令和8年5月21日（木曜日） 午後1時
- (3) 提出方法 持参

## 8 再度入札

- (1) 開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行うものとする。
- (2) 入札の回数は、2回を限度とする。なお、落札者のない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最終入札において有効な入札を行なった者のうち最低金額を記載した入札者と随意契約の交渉を行うことがある。

- (3) 再度の入札書の様式は、初度の入札で使用したものと同一ものを用いるが、当該様式の上部の「入札書」と書かれた左横の空欄に手書き等で「再」と記載すること。
- (4) 再度の入札を辞退しようとするときは、辞退する旨を記載した入札書を提出しなければならない。
- (5) 次のいずれかに該当する者は、再度入札に参加することはできない。
  - ア 初度入札に参加しなかった者
  - イ 初度入札に参加したが入札をしなかった者
  - ウ 連合その他不正の行為があった入札をした者

## 9 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金  
宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。
- (2) 契約保証金  
宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

## 10 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 虚偽の申請を行なった者のした入札
- (2) 入札参加資格のない者（入札参加資格の確認時に入札参加資格を有していたものの、契約の日までに、指名停止等により入札参加資格を失った者を含む。）のした入札
- (3) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (4) 2人以上の者から委任を受けた者が行なった入札
- (5) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (6) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (7) 入札条件に違反した入札
- (8) 連合その他不正行為があった入札
- (9) 入札公告等の規程に違反した者のした入札

## 11 落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲以内で、失格又は無効とされた者を除く最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低価格の入札を行なった者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係ない職員にくじを引かせるものとする。  
この場合、入札者はくじを引くことを辞退することはできない。

## 12 その他

この説明書に定めのない事項については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）による。

別紙様式第1（入札説明書5関係）

# 入札参加申請書

令和 年 月 日

高鍋警察署長 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

事務担当者氏名及び連絡先電話番号

高鍋警察署外空調機保守点検業務委託に係る条件付一般競争入札について参加申請します。なお、下記の要件を全て満たす者であることに相違ないことを誓約いたします。

## 記

- 1 庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱（平成6年11月1日宮崎県告示第1058号の3）に基づき競争入札参加資格者名簿に登載されている者で、種類が「冷暖房設備の点検、保守及び整備に係る業務」であり、かつ次に掲げる資格のいずれかを満たす取扱主任者2人を自社において選任し、保守点検に従事することができる者であること。
  - (1) 冷凍工事保安管理者
  - (2) 第一種・二種冷凍空調技士
  - (3) 一級・二級冷凍空気調和機器施工技能士
  - (4) 第一種・二種・三種冷凍機械責任者
- 2 宮崎県内に本店、支店又は営業所を有し、その中に上記1の資格のいずれかを満たす取扱主任者2人を有しているもの。
- 3 緊急呼び出しに直ちに対応できるよう、24時間サポート体制が確立されていること。
- 4 仕様書に定められた委託業務を確実に履行できる者であること。
- 5 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- 6 経営者等（法人にあっては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者、個人にあってはその者又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。）である者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し若しくは利用していると認められる者でないこと。
- 7 添付書類  
1の資格要件を満たすことを証明する書類の写し（2名分）



# 委 任 状

私は、都合により  
（  
使用印鑑  
）を代理人と

定め下記業務の見積入札に関する権限を委任します。

## 記

1. 受託の内容 高鍋警察署外空調機保守点検業務委託
2. 受託の場所 児湯郡高鍋町大字持田3382番地2  
高鍋警察署外 高鍋警察署管内5交番、駐在所

令和 年 月 日

住 所

名 称

氏 名

印

高鍋警察署長 殿

代理人の職名又は本人との関係

項 目	数量	期間 回数	単価	金額
<b>■ 空調設備【中央熱源方式】</b>				
直炊き吸収式冷温水機 CH-M80 (冷凍能力281kw 暖房能力232kw)				
シーズンイン点検	1	2		
シーズンオン点検	1	2		
シーズンオフ点検	1	2		
伝熱管ブラシ洗浄・防錆塗装 (冷房オフ点検時)	1	1		
ばい煙測定 (年2回)	1	2		
冷却塔 (冷却能力511.6kw)				
シーズンイン点検 (開放型)	1	1		
シーズンオン点検 (開放型)	1	1		
シーズンオフ点検 (開放型)	1	1		
冷温水ホッパ (一次ホッパ)				
シーズンイン点検	1	2		
シーズンオン点検	1	2		
冷却水ホッパ (冷却水ホッパ)				
シーズンイン点検	1	1		
シーズンオン点検	1	1		
膨張タワ				
膨張タワ点検	1	1		
ファンユニット(天井カセット型)				
シーズンイン点検	47	2		
<b>■ 空調設備【個別空調方式】</b>				
パッカーダクトエアコン【室外機】				
シーズンイン点検 【室外機】	15	1		
シーズンオン点検 【室外機】	15	2		
パッカーダクトエアコン室内機【天井カセット形 60台、天井吊形 3台、壁掛形 1台】				
シーズンイン点検	64	1		
ルームエアコン ※マルチ形含む				
シーズンイン点検 【室外機】	2	1		
シーズンオン点検 【室外機】	2	2		
シーズンイン点検 【室内機】	5	1		
<b>■ 換気設備</b>				
全熱交換器(ロスタイ)				
シーズンイン点検	35	1		
天井換気扇				
シーズンイン点検	67	1		
<b>■ 交番・駐在所 (5箇所 21台)</b>				
	5	1		

※ 委託業務は「R5年度版 建設保全業務共通仕様書」に基づいて行う。

## 業務委託契約書（案）

宮崎県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、空調機保守点検業務の備保守点検業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

- （1） 委託業務の名称 高鍋警察署外空調機保守点検業務委託
- （2） 委託業務の場所 児湯郡高鍋町大字持田3382番地2外

（委託期間）

第2条 委託業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は、契約締結日から令和9年3月31日までとする。

（委託料）

第3条 委託業務の委託料（以下「委託料」という。）は、金〇〇〇〇〇〇〇〇円（消費税及び地方消費税額金〇〇〇〇〇〇円を含む。）とする。

2 委託料は四半期ごとに支払うものとし、その支払金額は別表のとおりとする。

なお、この契約の解除により委託料に1箇月未満の端数が生じた場合は、委託料の月額を日割計算するものとする。

（契約保証金）

第4条 乙は、この契約の締結と同時に、契約保証金として金〇〇〇円を甲に納付しなければならない。

2 甲は、乙がこの契約により生ずる義務を履行しないときは、前項の契約保証金を甲に帰属させることができる。

（第4条 契約保証金は、免除する。）

（取扱主任者の選任等）

第5条 乙は、次に掲げる条件のいずれかを満たす取扱主任者（以下「取扱主任者」という。）2人を選任し、保守の責任を負うものとする。

- （1） 冷凍工事保安管理者
- （2） 第一種・二種冷凍空調技士
- （3） 一級・二級冷凍空気調和機器施工技能士
- （4） 第一種・二種・三種冷凍機械責任者

（故障時の措置等）

第6条 乙は、設備に故障が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、直ちに設備の運転を停止し、又は必要に応じ臨時的措置を講ずるとともに、甲にその旨を報告しなければならない。

2 乙は、甲が指示したときは前項の設備の故障について復旧の措置を講ずるものとする。この場合における復旧の措置に要する費用は、甲乙協議して定めるものとする。

（燃料及び部品等の支給）

第7条 甲は、設備に係る燃料部品潤滑油、冷媒補給材料等を必要に応じて乙に支給するものとする。

（委託業務の処理方法）

第8条 乙は、委託業務を甲が別に定める空調設備保守点検業務仕様書（以下「仕様書」という。）及び甲の指示に従って処理しなければならない。

（再委託の禁止）

第9条 乙は、業務委託を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得たときは、この限りではない。

(権利の譲渡等の禁止)

第10条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

(実地調査等)

第11条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、委託料の用途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(報告書の提出)

第12条 乙は、委託業務の保守点検を完了したときは、完了後翌月10日までに成果品及び業務の成果に関する報告書(以下「成果品等」という。)を甲に提出しなければならない。

2 甲は、成果品等を受領したときは、その内容を審査し、合格又は不合格の旨を乙に連絡するものとする。

3 乙は、前項の規定による不合格の旨の連絡があったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。前2項の規定は、この項の規定による補正について準用する。

4 第2項(前項後段において準用する場合を含む。)の検査及び前項前段の補正に要する費用は、乙の負担とする。

(委託料の請求及び支払)

第13条 乙は、甲から前条第2項(同条第3項後段において準用する場合を含む。)の規定による合格の旨の連絡があったときは、甲に委託料の支払請求書を提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による支払請求書の提出があったときは、その日から起算して30日以内に乙に委託料を支払うものとする。

3 甲がその責めに帰すべき理由により前項に規定する期間内に委託料の全部又は一部を支払わない場合には、乙は、甲に対して、遅延日数に応じ、未受領金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項本文に規定する財務大臣が決定する率の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき。

(2) 乙が委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。

(3) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時冷暖房設備保守点検業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団関係者(宮崎県暴力団排除条例(平成23年宮崎県条例第18号)第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

イ 暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団関係者を利用するなどしたと認められるとき。

エ 資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからウまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

オ 乙が、アからウまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(エに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(損害賠償)

第15条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第16条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、委託期間が満了し、又はこの契約が解除された後においてもなおその効力を有するものとする。

(個人情報の保護)

第17条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たって、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(費用の負担)

第18条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(協議等)

第19条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第6章の定めるところによるものとし、この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約若しくは同章に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

甲 宮 崎 県  
高鍋警察署長 警視 澤田 信也

乙

別表

回数	金額	期間
第1回		令和8年5・6月分
第2回		令和8年7・8・9月分
第3回		令和8年10・11・12月分
第4回		令和9年1・2・3月分
合計		

# 空調設備保守点検業務仕様書

## 1 委託業務の対象となる空調機概要

### ■ 空調設備（中央熱源方式）

区分		数量	設置場所	項目	点検周期	備考
記号	機器名称					
RHU-1	吸収式冷温水機 型式 CH-M80 冷凍能力281kW 暖房能力232kW	1基	PH階 機械室	シーズンイン点検	2回	
				シーズンオン点検	2回	
				シーズンオフ点検	2回	
				伝熱管ブラシ洗浄	1回	冷房初時に実施
				ばい煙測定	2回	8月、2月に実施
CT-1	冷却塔（開放型） 型式 CT-E80 冷却能力511.6kW	1基	屋上	シーズンイン点検	1回	
				シーズンオン点検	1回	
				シーズンオフ点検	1回	
PCH-1	冷温水ポンプ	1台	PH階 機械室	シーズンイン点検	2回	1次ポンプ
				シーズンオン点検	2回	
PCD-1	冷却水ポンプ	1台		シーズンイン点検	1回	
				シーズンオン点検	1回	
TE-1	膨張タンク	1台			1回	
FCU	ファンコイルユニット	47台	各室内	シーズンイン点検	2回	天井カセット形

### ■ 空調設備（個別空調方式）

記号	能力	台数	設置場所	項目	点検周期	備考	
空冷ヒートポンプマルチユニット型空調和機（室外機）							
PAC-1	50.0/56.0 kW	1	屋上	シーズンイン点検	1回		
PAC-2	45.0/50.0 kW	1					
PAC-3	56.0/63.0 kW	1		シーズンオン点検	2回		
PAC-4	14.0/16.0 kW	1					
PAC-6	22.4/28.0 kW	1					既存機器
合計		5					
空冷ヒートポンプマルチユニット型空調和機（室外機）							
ACP-1	10.0/11.2 kW	1	2階 バルコニー	シーズンイン点検	1回		
ACP-4	10.0/11.2 kW	1					
ACP-5	10.0/11.2 kW	1					
ACP-6	5.0/5.6 kW	1					
ACP-7	12.5/14.0 kW	1	3階 バルコニー	シーズンオン点検	2回		
ACP-8	10.0/11.2 kW	1					
ACP-9	4.0/4.5 kW	1					
ACP-10	5.6/6.3 kW	1	屋外			附属棟	
ACP-11	20.0/22.4 kW	1	2階 バルコニー				
ACP-12	10.0/11.2 kW	1					移設機器品（旧ACP-8）
合計		10					
ルーフトップ（室外機）							
PAC-5	2.8/4.0 kW	1	2階 バルコニー	シーズンイン点検	1回		
ACP-2	8.0/9.4 kW	1		シーズンオン点検	2回	マルチ形	
合計		2					

記号	仕様	台数	設置場所	項目	点検周期	備考		
空冷ヒートポンプマルチユニット型空調和機（室内機）								
PAC-1	天井吊形	17	各室内	シーズン点検	1回	庁舎1階		
PAC-2	天井吊形	11				庁舎1・2階		
PAC-3	天井吊形	15				庁舎2階		
PAC-4	天井吊形	4				庁舎3階		
PAC-6	天井吊形	2				無線・電話交換室		
空冷ヒートポンプマルチユニット型空調和機（室内機）								
ACP-1	天井吊形	2	1階	シーズン点検	1回	地域課事務室		
ACP-4	天井吊形	2	2階			警務課事務室		
ACP-5	天井吊形	2	2階			署長室		
ACP-6	壁掛形	1	2階			鑑識・写場室		
ACP-7	天井吊形	2	3階			生活安全課事務室		
ACP-8	天井吊形	1	3階			警備課事務室		
ACP-9	天井吊形	1	3階			交通管制センター		
ACP-10	天井吊形	1	附属棟1階			霊安室		
ACP-11	天井吊形	2	1階			交通課事務室		
ACP-12	天井吊形	1	2階			会議室(北)		
ルーフ（室内機）								
PAC-5	天井吊形	1	2階			シーズン点検	1回	仮眠室
ACP-2	壁掛形（マルチ形）	4	1階	男性仮眠室				
合計		69						

■ 換気設備（全熱交換器/空調用換気扇）

区分		台数	設置場所	項目	点検周期	項目		
記号	機器名称							
HEU-1	天井埋込形	4	1階	シーズン点検 ※ 点検実施時期は「暖房シーズン」を想定	1回	男性仮眠室9, 10, 11, 12		
HEX-101	天井吊形	2	1階			交通課事務室		
HEX-102	天井吊形	1	1階			当直室		
HEX-103	天井吊形	2	1階			地域課事務室		
HEX-104	天井吊形	1	1階			会計課事務室		
HEX-105	天井吊形	1	1階			警察安全相談室		
HEX-106	天井吊形	1	1階			小会議室		
HEX-107	壁掛形	1	1階			仮眠室8(個室用ロスタイ)		
HEX-108	壁掛形	7	1階			仮眠室1~7(個室用ロスタイ)		
HEX-201	天井吊形	2	2階			会議室(南)		
HEX-202	天井吊形	1	2階			署長室		
HEX-203	天井吊形	1	2階			刑事課事務室		
HEX-204	天井吊形	2	2階			警務課事務室		
HEX-205	天井吊形	1	2階			留置事務室		
HEX-301	天井埋込形	1	3階			警備課事務室		
HEX-302	天井吊形	5	3階			講堂		
HEX-303	天井埋込形	1	3階			生活安全課事務室		
HEX-304	天井吊形	1	3階			会議室・相談室		
合計		35						

■ 換気設備（天井換気扇）

○ 項目： シーズン点検

※ 点検実施時期は「暖房シーズン」を想定

○ 点検周期： 年1回

記号	階数	設置場所	台数	記号	階数	設置場所	台数
F-101	1階	参考人室2	1	F-218	2階	暗室	1
F-102	1階	参考人室1	1	F-219	2階	写場	1
F-103	1階	任意取り調室2	1	F-220	2階	鑑識・写場室	1
F-104	1階	資料室	1	F-221	2階	資料保管室	1
F-106	1階	拾得物保管庫	1	F-222	2階	物品洗い	1
F-107	1階	地域控え室	1	F-223	2階	印刷室	1
F-108	1階	女子更衣室	1	F-224	2階	留置場前室	1
F-109	1階	シャワー・脱衣室	2	F-225	2階	男子トイレ	1
F-110	1階	雨具庫	1	F-226	2階	湯沸室	1
F-111	1階	休憩室	1	F-227	2階	女子トイレ	1
F-112	1階	湯沸室	1	F-228	2階	刑事資料室	1
F-113	1階	用務員室	1	F-229	2階	書庫	1
F-114	1階	印刷室	1	F-230	2階	被害者相談室	1
F-115	1階	女子トイレ	1	F-231	2階	会議室（北）	1
F-116	1階	身障者トイレ	1	F-233	2階	乾燥室	1
F-117	1階	男子トイレ	1	F-301	3階	資料室	1
F-118	1階	自販機置場	1	F-302	3階	任意取調室1	1
F-119	1階	相談室	1	F-303	3階	任意取調室2	1
F-201	2階	拳銃保管庫・手入れ室	1	F-304	3階	補導室1	1
F-202	2階	取調室1	1	F-305	3階	補導室2	1
F-203	2階	取調室2	1	F-306	3階	道具庫	1
F-204	2階	取調室3	1	F-307	3階	シャワー室（西）	1
F-205	2階	参考人室	1	F-308	3階	シャワー室（東）	1
F-206	2階	取調室4	1	F-309	3階	エントランス	1
F-207	2階	留置仮眠室	1	F-310	3階	脱衣室	1
F-208	2階	留置トイレ	1	F-311	3階	倉庫	1
F-209	2階	仮眠洗面	1	F-312	3階	男子トイレ	1
F-211	2階	身体検査室	1	F-313	3階	湯沸室	1
F-212	2階	少年留置トイレ	1	F-314	3階	女子トイレ	1
F-213	2階	待合室	1	F-315	3階	交通管制センター	1
F-215	2階	看守席	1	F-316	3階	無線電話交換機械室	1
F-216	2階	留置湯沸室	1	F-317	3階	銃砲保管室	1
F-217	2階	女子留置トイレ	1	F-401	4階	通路	1
合計	67台						

■ 交番・駐在所空調機内訳

- 項目 : シーズン点検
- 点検周期 : 年1回

施設名 (所在地)	設置箇所	機種名	台数	備考
高鍋交番 (児湯郡高鍋町大字北高鍋1090-1)	事務室	RZYP80AAV	1	天井ケット形
	取調室	R22LHXS	1	
	女性仮眠室	R22LHXS	1	
	男性仮眠室	CU-F407C2	1	
新富交番 (児湯郡新富町富田南4丁目2-1)	事務室	PCZ-ZRMP56SK5	1	天井ケット形
	客溜り	PCZ-ZRMP40SK5	1	天井ケット形
	多目的室	MSZ-JXV2225-W	1	
	女性仮眠室	MSZ-JXV2225-W	2	
	男性仮眠室	MSZ-JXV2225-W	3	
都農交番 (児湯郡都農町大字川北4598-4)	事務室	PUZ-ERMP56SKA1	1	天井ケット形
	取調室	RAS-16GLS	1	
	休憩室	R22MES	1	
川南交番 (児湯郡川南町大字川南13712-10)	事務室	MUCZ-G5616S	1	
	談話室	MUCZ-G4016S	1	
	女性仮眠室	MUCZ-G2216	1	
	男性仮眠室	MUCZ-G2216	1	
	機械室	MUCZ-G2816	1	
木城駐在所 (児湯郡木城町大字椎木2173-1)	事務室	MUCZ-G284	1	
計 5 箇所		合計	21	

2 委託業務の内容

上記1に記載の空調機の定期点検・清掃・調整・試験のほか同空調機の故障不具合発生時の対応を含む。

3 設備の運転期間等

- 保守点検業務期間及び時期

令和8年度冷房・暖房シーズン

点検項目	冷房点検		暖房点検	
	シーズンイン	シーズンオフ	シーズンイン	シーズンオフ
点検時期(目安)	冷房運転開始までに	8月	11月	2月

- 運転期間

- ・ 冷房期間 令和8年6月1日から令和8年10月9日まで
- ・ 暖房試運転期間 令和8年11月19日から令和8年11月20日まで
- ・ 暖房期間 令和8年11月24日から令和9年3月5日まで

4 委託業務の実施

- (1) 乙は、委託業務を実施するに当たっては、甲と実施日時を協議して実施すること。
- (2) 乙は、委託業務の実施に当たり関係法令並びにこれらに基づく基準等を遵守し、善良なる管理者の注意義務をもって、委託業務を実施すること。
- (3) 委託業務の実施に際しては、甲と緊密な連携を保持して、常に適正な業務を行うこと。

5 その他

委託業務の状況に応じ、この仕様書に記載されていない事項で、機器管理上必要と認められる事項がある場合は、甲乙協議の上、決定するものとし、軽微な事項については、契約金額の範囲内で実施するものとする。